

南九州市告示第74号

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条第1項の規定に基づき、令和8年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり縦覧に供するので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年3月31日

南九州市長 塗木弘幸

- 1 縦覧期間 令和8年4月1日から同年6月1日まで
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- 3 縦覧場所 南九州市役所
税務課 固定資産税係（穎娃庁舎）
知覧支所 税務係（知覧庁舎）
川辺支所 税務係（川辺庁舎）
- 4 縦覧できる者
 - (1) 市内にある土地（家屋）の所有者で固定資産税の納税義務者（代理人を含む）
※ 代理人の方は、委任状が必要です。
 - (2) 市内にある土地（家屋）の所有者で固定資産税の納税者の納税管理人